

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十七号

### 介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条の二第二項中「省令」を「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）」に改める。

第一条の三第三項中「令」を「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）」に改める。

第十二条第一項中「、第七十七条第一項及び第一百五十五条の二第二項」を「及び第一百五十五条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第十三号の二による指定の変更申請書により行うものとする。

第十四条第一項中「、第一百一十一条及び第一百五十五条の五第一項」を「及び第一百五十五条の五第一項並びに旧法第一百一十一条」に改める。

第十五条中「及び」を「及び旧法」に改める。  
第二十条中「法」を「旧法」に改める。

第二十二条第一項中「、第一百三十五条の二第四項及び第一百五十五条の八第四項」を「及び第一百五十五条の八第四項並びに旧法第一百三十五条の二第四項」に改め、同条第二項中「、第一百五十五条及び第一百五十五条の十」を「及び第一百五十五条の十並びに旧法第一百五十五条」に改める。  
第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とする。

別記様式第一号の八中

「	地域	夜間対応型訪問介護		
」	一	認知症対応型通所介護		
	密	小規模多機能型居宅介護		
	着	認知症対応型共同生活介護		
	び	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	着	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	型	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	又			
	型			

を

「サ地	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
域	夜間対応型訪問介護				
一	認知症対応型通所介護				
密	小規模多機能型居宅介護				
び	認知症対応型共同生活介護				
着	地域密着型特定施設入居者生活介護				
ス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
型	複合型サービス				

このため。

別記様式録十二の中

「施	介護老人福祉施設				
設	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				

を

「施	介護老人福祉施設				
設	介護老人保健施設				

このため。

別記様式録十二の中

「介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業者（施設）に係る更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

を

「介護保険法（平成9年法律第123号）・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定する事業者（施設）に係る更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

「法第107条の2第4項で準用する法第107条第3項各号」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第4項において準用する同法第107条第3項各号」に変更することを希望する。

様式第 13 号の 2 (第 12 条関係)

指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

平成 年 月 日  
 広島県知事様

郵便番号  
 申請者 法人の主たる事務所の所在地  
 法人の名称及び代表者の職氏名 (印)  
 代表者の住所  
 代表者の生年月日 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて指定の変更を申請します。

申請に係る事業所	介護保険事業所番号					
	名称					
利用者の推定数 (要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。)	要介護者		要支援者			
	(変更前)		(変更後)			
利用者の定員	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
変更予定年月日	平成 年 月 日					

- 添付書類
- 1 建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を明示するものとする。) 並びに設備の概要
  - 2 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の場合にあつては, 受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地を記載した書類
  - 4 協力医療機関との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは, 当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) を記載した書類
  - 5 その他必要と認められる書類

注 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

別記様式第十七号中

「 次のとおり、指定を辞退したいので、介護保険法（平成9年法律第123号）  
第91条  
第113条  
の規定により届け出ます。」

を

「 次のとおり、指定を辞退したいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第91条・  
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項  
の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護  
保険法第113条の規定により届け出ます。」

に改める。

別記様式第二十四号中

「 1 療養型病床群を有する病院 「 1 療養病床を有する病院  
2 療養型病床群を有する診療所 」 2 療養病床を有する診療所 」  
に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請又は届出  
は、改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請又は届出とみなす。